

富山県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令
富山県警察本部訓令第15号

富山県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月30日

富山県警察本部長

富山県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項の規定に基づき、富山県警察職員の標準的な職を定めるとともに、同条第1項第5号の規定に基づき、富山県警察職員の標準職務遂行能力について定めるものとする。

(警察官の標準的な職)

第2条 富山県警察における警察官の標準的な職については別表1の左欄に掲げる職とし、標準的な職が表す職制上の段階に属する職については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる職とする。

(警察官以外の職員の標準的な職)

第3条 富山県警察における警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）の標準的な職については、別表2の左欄に掲げる職とし、標準的な職が表す職制上の段階に属する職については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる職とする。

(富山県警察職員の標準職務遂行能力)

第4条 警察官及び一般職員の標準的な職に応じた標準職務遂行能力については別表3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる能力とする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日本部訓令第29号）

この訓令は、令和2年1月6日から施行する。

附 則（令和2年2月19日本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

富山県警察官の標準的な職

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職	
警視	警察本部 (警察学校を含む)	部長、首席監察官、首席参事官、参事官 課長、室長、隊長、所長、センター長 監察官、危機管理対策官、管理官、首席師範 校長、副校長 富山県警察の組織に関する訓令（昭和58年富山県警察本部訓令第1号。以下「組織訓令」という。）第3章県本部に置く職のうち、警視をもって充てる職とされている職のほか、警視の階級にある副センター長、次席、副隊長、副所長及び組織訓令第6条に定める附置機関の長
	警察署	署長、副署長、管理官、刑事生活安全官、地域官、交通官、地域交通官、警視の階級にある課長
警部	警察本部 (警察学校を含む)	調査官、課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、科長、主任師範、統括実務指導官 組織訓令第3章県本部に置く職のうち、警部をもって充てる職とされている職のほか、警部の階級にある次席、副隊長、副所長及び組織訓令第6条に定める附置機関の長
	警察署	次長、調査官、警部の階級にある課長、課長代理、幹部交番所長、富山空港警備派出所長、統括実務指導官
警部補	警察本部 (警察学校を含む)	係長統括、係長、師範、小隊長、主任技能指導官、技能指導官、主任実務指導官、教官
	警察署	係長統括、係長、交番所長、主任技能指導官、技能指導官、主任実務指導官
巡査部長	警察本部 (警察学校を含む)	主任、分隊長、実務指導官
	警察署	主任、実務指導官
巡査	警察本部 (警察学校を含む)	係員、隊員、巡査長
	警察署	係員、隊員、巡査長

別表2（第3条関係）

富山県警察一般職員の標準的な職

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職	
管理官等	警察本部 (警察学校を含む)	参事、課長、所長 管理官、首席研究官 管理官の段階にある以下の職 副センター長、次席、副隊長、副所長、交通管制官 組織訓令第6条に定める附置機関の長
	警察署	管理官、管理官の段階にある課長
課長補佐	警察本部 (警察学校を含む)	調査官、課長補佐、室長補佐、所長補佐、科長、副首席研究官、主任研究官 課長補佐の段階にある以下の職 次席、副隊長、副所長、副主幹、交通管制官 組織訓令第6条に定める附置機関の長
	警察署	調査官、課長代理 課長補佐の段階にある課長及び副主幹
係長	警察本部 (警察学校を含む)	係長 係長の段階にある主任研究官、副主幹及び管理主任
	警察署	係長、係長の段階にある副主幹
主任	警察本部 (警察学校を含む)	主任 主任の段階にある管理主任、主任研究官及び研究官
	警察署	主任 主任の段階にある管理主任
主事	警察本部 (警察学校を含む)	主事、係員、技師、業務技師、主任業務技師 主事の段階にある管理主任及び研究官
	警察署	主事、係員、業務技師、主任業務技師 主事の段階にある管理主任

別表3 (第4条関係)

富山県警察職員の標準職務遂行能力

標準的な職		標準職務遂行能力	
警察官	一般職員		
警視	管理官等	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
		判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
		説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		組織統率 人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警部	課長補佐	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
		判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
		説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
		業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
		部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警部補	係長	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協調性、 報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
		説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
		業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡查部長	主任	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協調性、報 告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
巡查	主事	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
		コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。